

## 先進林業機械改良・新作業システム開発事業のうち 作業システム導入支援事業 募集要領

株式会社 森林環境リアライズ  
通 知 日 平成24年5月18日

### はじめに

株式会社森林環境リアライズ（以下、当社）は、作業システム導入支援事業（以下、本事業）における取り組みを下記の要領で募集します。

なお、本事業は、平成24年度林野庁補助事業「先進林業機械改良・新作業システム開発事業のうち作業システム導入支援事業」に基づき実施するものです。

### 第1 趣旨

我が国の人工林は利用段階に入りつつあり、国産材の生産・活用の更なる促進が求められるなか、農林水産省では平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定して、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿としました。

しかし、林業の現場では、作業システムにおける高度な機械化、及びその前提となる路網整備が不十分で、生産性や採算性が低い状況にあります。一方、従事者の高齢化への対応、安全性の向上といった観点からも機械化の推進が課題となっています。このため、先進林業機械改良・新作業システム開発事業では、国内外から最新の機能・性能を有する先進林業機械を導入・改良して、生産性の向上と安全な作業環境の確保を目指すこととしています。

その際、導入した機械の機能性・効率性を最大限に発揮するため、現地の作業条件に適合するような機械の更なる改良、森林作業道等の路網の改良（路体構造自体の改良も含む）、作業工程の改良、などの組み合わせにより作業システム全体を最適化していく必要があります。

こうした背景から、本事業では、新作業システムの調査・開発・検証・評価、生産性の高い作業システムの導入、地域での普及・定着を目指した先進林業機械のデモンストレーション等による現地検討会、などを実施する取り組みを募集します。取り組みに対する必要経費の助成や、学識者からの助言・指導による支援等を行います。

### 第2 助成の対象となる取り組み

本事業における助成の対象は、地域として新たに取り組むもの、既に取り組んでいるが更なる改良により生産性の向上が期待できるもの、森林作業道等の構造を工夫することで作業効率の改善が期待できるもの、労働環境を改善することで生産性の向上が期待できるもの、などの作業システム全般にわたる取り組みとします。

取り組みには、原則として下記の①～③を含むこととします。

- ① 新作業システム開発に関する検討会開催（多様な主体が参画する地域検討会の開催）
- ② 新たな取り組み先進地域調査（新たな作業システムに取り組んでいる先進地域での調査。但し、日本国内の先進地に限定）
- ③ 新たな作業システムの試行的実施（レンタル機<sup>1</sup>を活用した作業手順の確認等）
- ④ その他作業システムの導入に必要と認められる取り組み（路網整備、作業システム全体、林地残材の活用等）

上記①～④の実施内容に係る報告書、精算書類の作成・提出は**必須**とします。

なお、当社主催による優良事例地における研修会の開催を予定していますが、上記取り組みと共同開催をお願いする場合があります。

<sup>1</sup> レンタル機には借用機、デモ機、試作機等を含む。但し、機械の購入は認められません。

### 第3 応募要件及び助成について

#### (1) 応募者の要件（応募資格）

地域の森林組合、造林・素材生産業者、林業研究グループ、森林所有者等、またはそれらの共同事業体であり、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 森林整備、林業経営に関する知見を有し、かつ、森林施業や木材生産・流通に精通していること。
- ② 第2の①～④に示した内容を実施するために必要な技術・ノウハウを有する事業体による実施体制及び具体的計画が組まれていること。
- ③ 定款、寄付行為又は規約を有し、本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

※複数の事業者による共同実施体制により応募する場合は、代表となる1者が応募して下さい。

- ④ 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に同意すること。

#### (2) 助成の対象となる期間

助成金交付決定の日から平成25年2月28日（木曜日）までとします。

#### (3) 助成金の額

一応募事業の取り組みについて、300万円程度を上限の目安とします。

なお、提案のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することがあるほか、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。

#### (4) 助成の対象となる経費の範囲

助成の対象となる経費については、別表1のとおりとします。

#### (5) 助成対象経費の支払い

原則として事業終了後の精算払いとします。概算払いも可としますが、概算払いには期間を要する場合があるため、実施主体にて一定期間経費の立替をしていただく必要があります。

### 第3 応募方法等

#### (1) 応募表明

本事業に応募を希望する場合は、課題提案書提出表明書（別記様式第1号）を作成し、平成24年6月7日(木)17時までに、第4に示す問い合わせ先に提出してください。提出方法は、郵送・運送またはFAXのいずれかとします。郵送・運送にて提出される場合、書留もしくは宅急便等の配達記録が残る方法で発送してください。

#### (2) 応募申請

(1)の課題提案書提出表明書を提出された方は、課題提案書（別紙様式第2号）を作成し、平成24年6月15日(金)17時(必着)までに、第4に示す問い合わせ先に提出してください。提出方法は、郵送・運送のいずれかとします。書留もしくは宅急便等の配達記録が残る方法で発送してください。応募書類は原則としてワープロ等で作成してください。

#### (3) 応募に当たっての留意点

- ① 提出していただいた応募書類一式は返却いたしません。また、提出した内容の変更又

- は取り消しはできません。
- ② 応募要件を満たさない者が提出した応募書類は無効とします。また、応募書類の記載内容が事実と異なる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ③ 応募書類の作成・応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ④ 以下の取り組みは、本事業の対象となりませんので、注意してください。
- (ア) 他の公的補助金を受け、又は受ける予定のある取り組み
  - (イ) 本事業による成果について、その利用を制限し公益の利用に供しない取り組み
  - (ウ) 営利目的の活動や活動対象が応募者の会員等に限定された取り組み
- ⑤ 応募に当たって当社が取得した個人情報、当社が厳重に保管し、原則として応募者の許諾無く第三者に開示・提出いたしません。ただし、助成対象として選定された取り組みの申請団体名、実施場所、実施概要については公開を予定していますので、あらかじめご承知おきください。

#### (4) 応募から事業実施までのスケジュール

応募期間	平成24年5月18日～6月15日	募集要領、応募様式等は、当社ホームページからダウンロードできます。 <a href="http://www.f-realize.co.jp/system/">http://www.f-realize.co.jp/system/</a>
審査・選定	6月18日～6月25日	当社が設置する外部の有識者を交えた審査選定委員会による審査を行った上で、応募した者の中から、助成対象となる取り組みを選定します。
事業実施	7月9日～平成25年2月28日	期間内に事業の完了をお願いします。

#### 第4 応募に関する書類の提出先及びお問合せ先



株式会社 森林環境リアライズ 作業システム導入支援事業 事務局  
〒064-0821 札幌市中央区北1条西21丁目3-35  
Tel : 011-699-6830 Fax : 011-699-6831

【お問合せ対応時間：平日（月～金） 9：00～17：00】

E-mail : [jimukyoku@f-realize.co.jp](mailto:jimukyoku@f-realize.co.jp)

ホームページ : <http://www.f-realize.co.jp/system/>

【ホームページから募集要領等入手できます】

#### 第5 審査・選定

##### (1) 審査方法

当社が設置する外部の有識者を交えた審査選定委員会による審査を行った上で、助成対象となる取り組みを選定します。審査・選定は書面審査で実施します。審査選定委員会及び選定過程は非公開とします。なお、審査・選定の過程で、必要に応じて当社から応募者に対して、提出内容に関するヒアリング等を行う場合があります。

##### (2) 審査ポイント

審査は以下のポイントを踏まえて、総合的に選定を行います。

審査項目	審査ポイント
1.事業目的との適合性	(1)導入・改良しようとする作業システムが効率性・生産性向上に資するものであるか。 (2)調査対象となる先進地域の選択が妥当であるか。

	(3) 地域全体としての取り組みであり、地域へ成果の普及が期待できるものであるか。
2.取り組み課題の妥当性	(1) 現況における問題点・改善点が的確に把握されているか (2) 開発・導入しようとする作業システムが、現地の林況を考慮したものであるか。 (3) 実施プラン（時期、規模、人員等）が妥当なものであるか。
3.波及効果の期待性	(1) 作業システムの普及に係る情報発信の手段が適切であるか 他地域への普及が期待される内容となっているか
4.実施主体ならびに遂行能力の適切性	(1) 取り組み課題を実施するための人員、ノウハウを有しているか。 (2) 取り組み課題を実施するための、評価・分析・報告の能力を有しているか。 (3) 取り組み課題を普及するための体制を有しているか。
5.資金・経費の妥当性	(1) 取り組み課題の遂行に必要な財政基盤を有しているか、精算払いに対応可能か。 (2) 助成金の収支計画は妥当か、必要な経費を適切に見込んでいるか。
6.その他	(1) 他の優位点があるか。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、当社より応募事業体に文書で通知します。また、選定された事業体の氏名又は名称は、当社ホームページ等で公開いたします。

## 第6 助成金交付を受ける事業実施主体に係る責務等

助成金の交付を受ける団体は、事業全体の進行、成果の公表等、事業の推進全般について、責任を持たなければなりません。また、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

### (1) 事業の推進

- 選定に関する通知を受けた後、助成金交付申請書（助成金の交付を受け取るために提出することとなっている申請書）を提出していただきます。
- 計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。
- 本事業の完了時には、実績報告書・事業報告書等を提出していただきます。なお、実績報告書に係る経理書類等について、事業の終了後、最低5年間の保存が必要となります。

### (2) 助成金の経理管理

- 事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要があります。事業実施主体は、補助事業の実施に当たって、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

### (3) 知的財産権の帰属等

- この補助事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等の権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発明者に帰属しますが、出願等の状況を報告する必要があります。
- 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾することとします。

### (4) 協力事項等

- 本事業により得られた事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、本事業

終了後に必要な報告を行わなければなりません。

- 林野庁ならびに当社は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、事業実施主体等の承諾を得て公表できるものとします。
- 取り組みを実施することにより、事業実施主体に収益が生じた場合には、国が定める算式により、得られた額の国庫納付が求められる場合があります。

## 第7 事業の全体イメージ

当事業の、募集・応募から完了までの流れについて、図1に模式的に示します。

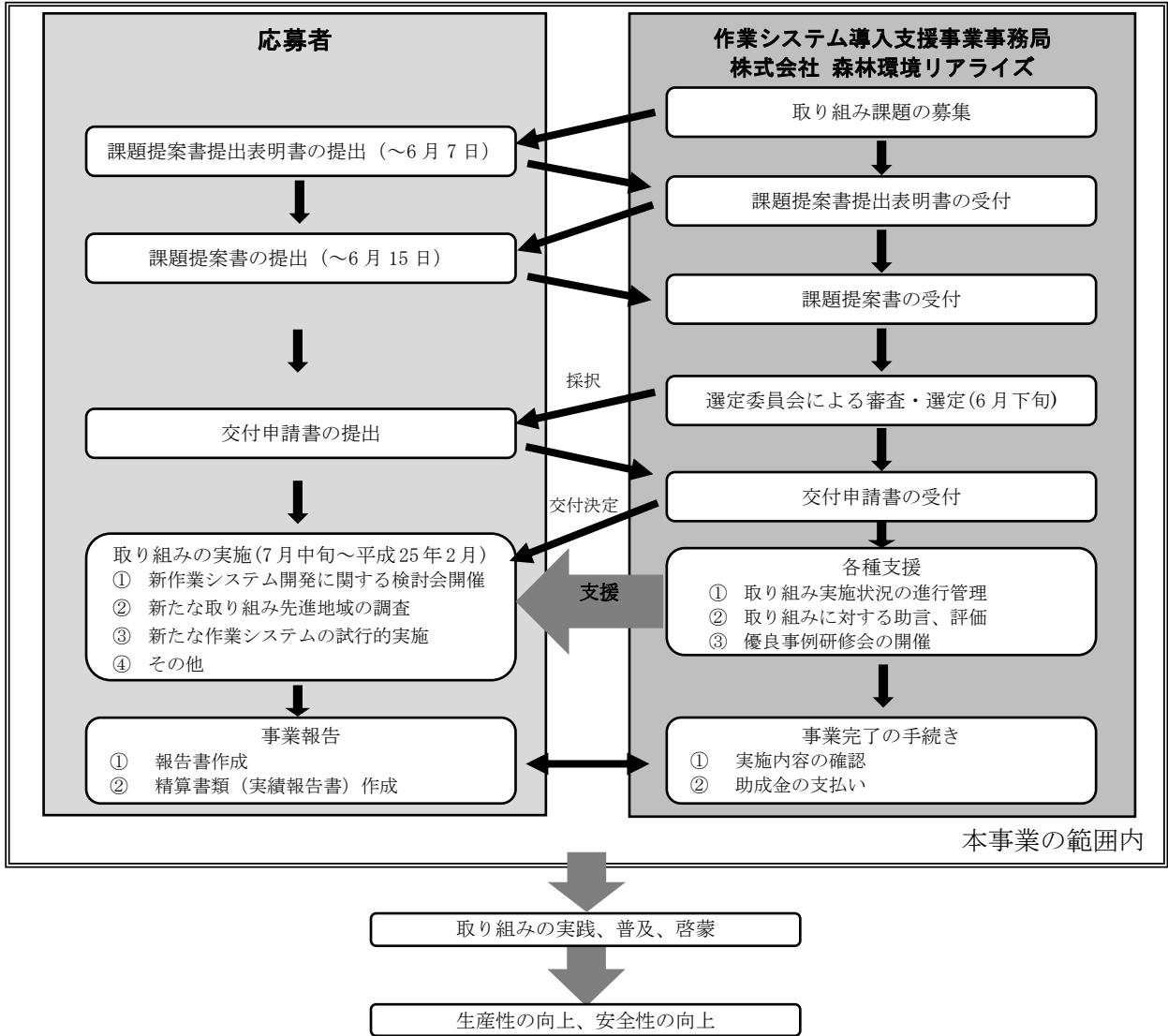


図1 事業の進め方

## 暴力団排除に関する誓約事項

当法人（団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 の両方に該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、補助事業者等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。但し、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 助成金交付の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時協定を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 助成金交付の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて事業担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、課題提案書提出表明書（別記様式第 1 号）の提出をもって誓約いたします。

別表 1

助成対象経費	範囲及び算定方法
(1) 技術者給	<p>取り組みを実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とする。</p> <p>また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とする。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まない。）</p>
(2) 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p>
(3) 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p>
(4) 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓蒙活動、委員会等の実施に必要な経費とする。</p>
(5) 使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両、林業機械損料等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）</p>
(6) 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる印刷製本費、消耗品費、会議費等の経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれない。）</p>
ア 印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p>
イ 消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p>
ウ 会議費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費とする。（事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象とならない。）</p>
(7) 役務費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、機械・通信運搬費、労災・森林保険費の支払等に必要な経費とする。</p>
ア 機械・通信運搬費	<p>事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃、機械運搬費の支払い等に必要な経費とする。</p>
イ 労災・森林保険費	<p>事業を実施するために必要となる労災・森林保険費の支払い等に必要な経費とする。</p>
(8) 資機材購入費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる機械部品、燃料等の購入に必要な経費とする。（備品は該当しない。）</p>